

後期高齢者医療とマイナンバー制度

マイナンバーカードを保険証として利用する

マイナンバーカードを保険証として利用するには、以下の三つの条件があります。

※従来の保険証も引き続きご利用いただけます。

①マイナンバーカードを取得する。

■[外部サイト：マイナンバーカード交付申請](#)

②保険証として利用するための、利用申込を行う。

■[外部サイト：マイナンバーカードの健康保険証利用](#)

③マイナンバーカードの保険証利用ができる医療機関を受診する。

■[外部サイト：対応の医療機関リスト（都道府県別）](#)

マイナポイント事業について

2023年2月末までを期限とした、マイナンバーカードの健康保険証利用に伴う、マイナポイント付与事業があります。
詳しくは、下記外部サイトをご確認ください。

■[外部サイト：マイナポイント事業](#)

マイナポータルについて

下記の外部サイトで利用者登録を行うことで、薬剤・医療費・健診の情報を確認できます。

■[外部サイト：わたしの情報について](#)

■宮城県後期高齢者医療広域連合■

〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2-3 宮城県自治会館9階

TEL:022-266-1026（総務課/会計課） FAX:022-266-1031

022-266-1021（保険料課/給付課）